

日弁連総第65号
2023年（令和5年）2月24日

法務大臣 齋藤 健 殿

日本弁護士連合会
会長 小林 元 治

拘置支所の廃止等に関する要望書

第1 要望の趣旨

拘置支所の廃止や収容停止については、必ず事前に当該施設所在地弁護士会と協議を行い、同弁護士会の同意のもとに行うべきであり、その旨要望する。

第2 要望の理由

1 相次ぐ拘置支所の廃止や収容停止

近年、拘置支所の廃止や収容停止（以下「廃止等」という。）が、以下のとおり相次いでいる。

2021年3月 高岡拘置支所（廃止、富山県）
2021年4月 萩拘置支所（廃止、山口県）
2021年9月 弘前拘置支所（収容停止、青森県）
2022年4月 彦根拘置支所（廃止、滋賀県）
2022年11月 室蘭拘置支所（収容停止、北海道）

さらに、宇部拘置支所も2023年3月に収容を停止する予定であるという。廃止等の理由は、施設の老朽化、収容人数の減少に伴う職員配置の合理化などとされている。

しかし、拘置支所の廃止等は、弁護人や未決拘禁者の防御権を大きく制約するものだけでなく、未決拘禁者の家族等との面会に大きな制約となり社会復帰を妨げるものであることも指摘できる。財政面だけを理由として、拘置支所の廃止等が行われることは許されない。

また、拘置支所の廃止等が行われれば、警察留置場での勾留が長引く可能性が高い。しかし警察留置場は、本来の勾留場所ではなく、あくまでも代用として認められている「代用監獄（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第15条）」に過ぎないため、被疑者を本来収容すべき拘置所（拘置支所）を減少させることがあってはならない。

2 被疑者・被告人及び弁護人の防御権を大きく制約するものであること

被疑者・被告人が弁護人の助言を得ることは憲法上の権利であり、最大限尊重されなければならない（憲法第34条前段）。この弁護人依頼権に由来する権利として、弁護人との接見交通権が定められているのである（刑事訴訟法第39条1項、平成11年3月24日最高裁判決「安藤・齋藤国賠事件」）。

国選弁護人には、当該事件を管轄する裁判所所在地で活動する弁護士が選任されるのが通例である。これは、弁護人が、被疑者・被告人に対して、取調べへの対応について適切な助言をし、あるいは、公判準備を行う必要上、弁護人が、被疑者・被告人と密接に接見を行う機会を担保するためには、移動の負担が少ない、いわゆる「地元」の弁護士が適任であるからに他ならない。

しかし、拘置支所が廃止されれば、弁護人の執務地域と勾留場所が地理的に隔絶され移動に長時間を要することから、接見回数の減少、接見時間の短縮、弁護人の負担加重などを招き、接見交通権が大きく制約されることになる。

拘置支所が廃止されている地域は、大都市部から離れた地方が多い。そのため、弁護士数が少ない上に、交通手段も限られる状況であるため、弁護士が、接見のために長時間の移動を強いられる状況になれば、接見回数を減らさざるを得なくなることは自明である。

例えば、宇部拘置支所が収容業務停止となった場合、被告人は下関拘置支所に収容されることになる。宇部・山陽小野田地区管内の弁護人は、自動車でも1時間以上かけて接見に行かなければならない。加えて、宇部拘置支所から移管された被告人は山口地方裁判所宇部支部で公判が開かれることになるため、被告人にも長時間の移送等の負担がのしかかることになる。

また、豪雪地帯などでは、冬期に遠距離の車移動が必要になれば、更に接見が困難になる。

このような地域特性を考慮せず、安易に拘置支所を廃止等することは、被疑者・被告人の人権保障の見地から、到底看過できない。

3 被疑者・被告人の社会復帰を妨げること

2021年度の全部執行猶予率は60%を超える（令和4年版犯罪白書）。すなわち、相当数の被告人は、裁判を終えると直ちに社会に戻ってくるのである。

被告人は、身元引受人、福祉関係者あるいは医療機関等の、社会資源による支援を受けることを条件に、勾留を解かれ、あるいは、刑の執行を猶予されるなどして、社会復帰する場合も多い。このような社会資源による支援体制を構築するためには、弁護人のみならず、身元引受人や関係者と面会し、緊密に社会復帰に向けた計画を立てることが不可欠である。そして、実効性のある社会

復帰計画を立てるためには、被告人が生活の本拠を置く地域の社会資源とつながることが不可欠である。

拘置支所が廃止等をされれば、勾留から解かれた後に利用されるべき社会資源と勾留場所が距離的に隔絶され、時間や費用の面からも、身元引受人等との面会に支障をきたすこととなる。これは、被疑者・被告人と社会資源の分断を生じさせ、被告人の早期の社会復帰を阻害する結果となる。

4 小括

以上のとおり、拘置支所の廃止等は、弁護人に長距離移動という過大な負担を課すことで、被疑者・被告人及び弁護人の防御権を大きく制約するものであり、また、被疑者・被告人の円滑な社会復帰にも影響を及ぼすものである。そして、拘置支所の廃止による接見への影響の程度、被疑者・被告人が被る不利益などは当該拘置支所を利用する当該管轄地域の弁護士が最もよく知るところであるから、拘置支所の廃止等の際には、必ず事前に当該施設所在地の弁護士会と協議を行い、同弁護士会の同意のもとに行うべきであり、その旨要望する。

以上